

令和元年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和元年12月6日

（8日間）

至 令和元年12月13日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

《報告、質疑》

日程第 6 報告第 3号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 諮問第 1号

日程第 8 議案第51号

日程第 9 議案第52号

日程第10 議案第53号

日程第11 議案第54号

日程第12 議案第55号

日程第13 議案第56号

日程第14 議案第57号

日程第15 議案第58号

日程第16 議案第59号

日程第17 議案第60号

日程第18 議案第61号

日程第19 議案第62号

日程第20 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番 春日 仁君	2番 大池 俊子君
3番 上條 倫司君	5番 百瀬 昇一君
6番 新居 禎三君	7番 大月 民夫君
8番 百瀬 章君	9番 竹野 入恒夫君
10番 小林 幸司君	11番 小出 敏裕君
12番 福澤 倫治君	13番 三澤 一男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 堤 岳志 君
総 務 課 長 上條憲治 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君	保 育 園 長 篠町通憲 君
産 業 振 興 課 長 藤沢洋史 君	建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君
教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君	総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君	書 記 神通川直美 君
-------------	-------------

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和元年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、10月の台風19号豪雨災害により犠牲となられた方々に追悼の意をあらわし、全員で黙禱を捧げたいと思います。皆様、ご起立願います。

黙禱。

（黙 禱）

○議長（三澤一男君） ご着席ください。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、大月民夫議員、8番、百瀬章議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を、本日から12月13日までの8日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（三澤一男君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いいたします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 本日、令和元年山形村議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

特産の長芋の収穫が最盛期を迎え、寒風が冬の到来を告げる季節となりました。

本年もまた、災害の多い年となりました。10月12日に日本列島に上陸した台風19号は、長野県下にも甚大な被害をもたらし、今も大勢の罹災者が厳しい避難生活を余儀なくされております。心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧復興をお祈りするところであります。

私たちも、この台風19号の教訓を生かし、日ごろから自然災害に対するできる限りの準備と「自分と家族の生命は自分自身で守る」という自助・共助の大切さを改めて認識するところであります。

それでは、行政報告を申し上げます。

工事の発注状況につきましては、お手元に配付いたしました工事の発注状況をご覧いただきたいと思っております。

次に2点について報告申し上げます。

1点目は、10月の消費税の改定に伴うプレミアム付商品券の給付の状況でございますが、住民税非課税世帯については、現在41%の方が申請をされております。

また、子育て世帯の利用状況は、現在集計されておられませんので不明ではありますが、全世帯が最大で利用した場合、単純計算では、当村では300万円の経費で、最大で1,500万円ほどの経済効果があると推計されます。

2点目は、現在のふるさと納税の状況であります。昨年の同期との比較では、昨年の約300万円に対し、本年は約600万円となっております。当事業につきましては、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、現在、世界では第4次産業革命と呼ばれる社会や産業構造の歴史的な変革期を迎えております。国では「Society 5.0」を提唱し、AIやIoTなどの技術革新により、少子高齢化や人口減少などの社会的課題を解決する取り組みも本格化しております。

今後も、国・県の動向にも注視しながら、住みがいのある村づくりを目指し、新年度に向けての村政の運営に当たりたいと考えております。

本日上程いたしました議案は、人権擁護委員にかかわる諮問が1件、人事院勧告に伴う条例の一部改正や、新年度から始まる会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定などの条例関係にかかわる議案8件、令和元年度予算補正4件、合わせて13件であります。それぞれご審議をいただき、可決を賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会では、一般質問を日曜議会として開催するなど、議員各位の議会改革のためのご尽力に敬意を表し、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、元陳情第7号の1件であります。

この陳情1件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎報告第3号

○議長（三澤一男君） 日程第6、報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」申し上げます。

本年8月6日、職員による役場敷地内において発生した事故について、当事者と和解が成立し、損害賠償金が確定いたしました。地方自治法180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。なお、詳細につきましては総務課長より詳細を申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 報告第3号について補足説明を申し上げます。

本年8月6日の午後、職員が役場敷地内において、刈払機により除草作業を行っていた際、石が駐車中の車に当たり、リアガラスを破損してしまいました。車の所有者は山形村952番地2の本庄利昭さんであります。

修繕費9万7,200円は、全国町村会総合賠償補償保険で対応いたしました。

説明は以上です。

○議長（三澤一男君） 「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」の報告が終わりました。

それでは、報告第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第3号は終了いたします。

◎諮問第1号

○議長（三澤一男君） 日程第7、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

法務大臣から人権擁護委員として委嘱されている河西廣志氏について、本年12月31日に任期が満了しますので、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、人権擁護委員の候補者として、引き続き河西廣志氏を、再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものがあります。

同氏におかれましては、平成22年10月1日から3期、人権擁護委員として活動され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解があり、適任であると考えますので、よろしくご審議の上、ご意見をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。

ただいま議題としました諮問第1号の議案審査について、お諮りします。議会運営委員会において、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題としました諮問第1号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時13分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時20分)

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題といたしました日程第7、諮問第1号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、諮問第1号については原案のとおり答申することに決定しました。

◎議案第51号～議案第53号

○議長（三澤一男君） 日程第8、議案第51号から日程第10、議案第53号までを、一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第51号から議案第53号までの給与関係の条例改正3件について提案説明を申し上げます。

まず、議案第51号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、一般職に準じて情勢適応の原則に沿って、期末手当を0.05カ月分引き上げる改正でございます。なお、令和元年度においては、12月支給分に0.05カ月を引き上げ、令和2年度以降は、引き上げ分を6月と12月にそれぞれ0.025カ月を振り分ける内容になっております。

次に、議案第52号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

51号と同様に、人事院勧告に基づき、一般職に準じて情勢適応の原則に沿って、期末手当を0.05カ月引き上げるもので、令和元年度においては、12月支給分について0.05カ月を引き上げ、令和2年度以降は、引き上げ分を6月と12月にそれぞれ0.025カ月を振り分ける内容となっております。

次に、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、民間の給与水準に準拠できるよう、情勢適応の原則に沿って、改正を行うものであります。

給与月額については民間給与との格差を埋めるため、若年層の俸給月額を改正し、平均改定率は0.1%であります。

勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05カ月分引き上げるもので、令和元年度は12月支給分に0.05カ月分を引き上げ、令和2年度以降は引き上げ分を6月と12月にそれぞれ0.025カ月分を振り分ける内容であります。

以上、議案第51号から議案第53号までの給与関係の条例改正3件について提案説明を申し上げます。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第51号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第52号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第53号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第51号から議案第53号について、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第54号

○議長（三澤一男君） 日程第11、議案第54号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第54号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、条例で引用する規定を整備するものであります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第54号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第54号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第55号

○議長（三澤一男君） 日程第12、議案第55号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第55号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

国において人事院規則の一部が改正されたことに伴い、時間外勤務命令を行うことができる時間等が適用されるため、山形村においてもこれに準じて同様の措置を講ずるほか、必要な条例の改正を行うものでございます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第55号についての詳細説明はありますか。

○総務課長(上條憲治君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、議案第55号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第56号

○議長(三澤一男君) 日程第13、議案第56号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第56号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の提案説明を申し上げます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、山形村の関係条例においても同様の措置を講ずるほか、所要の必要な改正を行うものであります。ご審議をお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第56号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第56号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第57号～議案第58号

○議長（三澤一男君） 日程第14、議案第57号と、日程第15、議案第58号を一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第57号及び議案第58号の2件について提案説明を申し上げます。

まず、議案第57号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務時間等を規定するための条例を制定するものです。

次に議案第58号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の提案説明を申し上げます。

ただいま説明を申し上げました、議案第57号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定に伴い、「山形村職員定数条例」「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」などの関係条例についての必要な改正を行うものであります。

ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第57号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君）　ありません。

○議長（三澤一男君）　次に、議案第58号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君）　ありません。

○議長（三澤一男君）　それでは、議案第57号と議案第58号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは質問のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君）　質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第59号～議案第62号

○議長（三澤一男君）　日程第16、議案第59号から、日程第19、議案第62号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　議案第59号から議案第62号までの令和元年度補正予算4件についての提案説明を申し上げます。

まず、議案第59号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第4号）は、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債の補正を行うものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出総額に1,607万円を追加し、補正後の予算規模を37億1,996万7,000円とするものであります。

主な内容としましては、人事院勧告に伴う給与改定による差額の支給を含む人件費の補正や唐沢交差点改良の工事費の増などです。

第2条の債務負担行為については、国の障害者福祉計画により、障がい者の生活環境・相談体制の整備が必要となり、委託先の事業者を今年度選定する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

第3条の地方債の補正は、臨時財政対策債の額の確定に伴うものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第60号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、平成30年度の繰越金が確定したため、歳入歳出それぞれ69万5,000円を減額し、総額を10億2,950万8,000円とするものです。歳入の繰越金減額に合わせ、歳出は予備費を同額で減額しております。

次に、議案第61号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出にそれぞれ92万5,000円を追加し、総額を7億8,760万4,000円とするものであります。

歳入予算は、保険料を92万5,000円、国庫補助金を42万3,000円増額し、一般会計繰入金金を42万3,000円減額しております。

歳出予算は、保険給付費を76万6,000円、職員人件費を15万9,000円増額するものであります。

次に、議案第62号「令和元年度山形村水道事業会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出において、人事院勧告に伴う人件費として20万8,000円、水道管布設に伴う地籍測量業務委託費に53万7,000円を増額し、企業債の利率見直しにより支払利息を283万7,000円減額します。

資本的支出では、企業債の利率見直しにより企業債償還元金を127万7,000円増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上、議案第59号から議案第62号までの令和元年度補正予算4件について、提案説明を申し上げます。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第59号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 議案第59号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の補足説明を申し上げます。

この一般会計の補正予算（第4号）は、歳入歳出に1,607万円を追加し、補正後の予算規模は37億1,996万7,000円とするものであります。

7ページの歳入歳出予算「事項別明細書」をご覧くださいと思います。

主な内容であります。歳入予算では、中段、9款「地方交付税」に673万円、その下の13款「国庫支出金」に393万1,000円、下から2行目の19款「諸収入」に593万9,000円を追加する一方、中段の14款「県支出金」から204万2,000円を減額いたしました。

9ページをご覧くださいと思います。

歳出予算では、人事院勧告に基づく差額支給等によりまして、議員、特別職の職員、一般職の職員の人件費について、各費目に追加計上しております。

目的別で大きく追加となりましたのは、2款「総務費」で、824万9,000円。これは人事院勧告に基づく差額支給等によるもののほか、先の台風19号の災害対応に要した職員の時間外勤務手当及び職員人件費1名分の増が主なものであります。

4款「衛生費」で、277万7,000円。これは最終処分場のトラックスケール故障に伴う更新工事等が主なものであります。

8款「土木費」は、187万7,000円。これは道路改良工事費等の増によるものであります。

10款「教育費」は、177万6,000円がそれぞれ追加となっております。小学校修繕工事費等の増額によるものであります。

戻りまして5ページをご覧くださいと思います。債務負担行為補正であります。

障害者地域生活支援・相談支援事業委託料について、令和2年度までを期間として、200万円を限度とする追加であります。

それから次の6ページをご覧ください。

第3条の地方債補正では、臨時財政対策債の限度額の変更をするものであります。発行可能額の確定によりまして、1万3,000円を追加し、補正後の金額を1億401万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第60号についての詳細説明はありますか。

- 住民課長（中川俊彦君）　ありません。
- 議長（三澤一男君）　次に、議案第61号についての詳細説明はありますか。
- 保健福祉課長（篠原雅彦君）　ありません。
- 議長（三澤一男君）　次に、議案第62号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（古畑佐登志君）　ありません。
- 議長（三澤一男君）　それでは、議案第59号から議案第62号までについて、一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（三澤一男君）　質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案の委員会付託

- 議長（三澤一男君）　日程第20、議案の委員会付託を議題といたします。

本日提出されました議案第51号から議案第62号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三澤一男君）　ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。
-

◎散会宣告

- 議長（三澤一男君）　以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前　9時46分）
